

集団食中毒・危機管理マニュアル（例）

令和〇〇年 4月 〇〇立〇〇学校

《重要》

- ①患者を安静にさせ、意識の確認
- ②応援の職員を呼ぶ（生徒に依頼）
- ③患者から離れない（目を離さない）

【119番通報】

「〇〇学校の〇〇です！児童生徒の集団食中毒が発生しました。要救急搬送者は〇名で、至急、救急車を要請します。」
 「住所は、〇〇市〇〇〇で、電話番号は、〇〇-〇〇〇〇です。」

事故発見者

集団食中毒の発生

＜担任教諭等・養護教諭等複数の職員で対応＞

【状態の把握】

- ・発生の事態や状況の把握
- ・飲食した食事内容の確認
- ・患者数の確認と応急処置
- ・協力要請や緊急通報の判断

【応急処置】

- ・患者の隔離
- ・調理者の健康観察
- ・環境整備
- ・施設の殺菌消毒

意識あり

応急処置の状況等の報告

校内対策本部設置
 （校長室など）
 校長・副校長・教頭
 教務主任・栄養教諭・
 栄養職員など

教育委員会への第一報
 〇〇〇-〇〇〇〇

手分けすること

消防署
 （119番通報）

患者の保護者
 連絡

学校医・薬剤師
 連絡・相談

所轄保健所
 連絡

- ①対応する職員への指示
- ②周囲の教職員への指示
- ③潜在患者の調査の指示
- ④情報収集に関する指示

全職員による対応

【教育委員会への第一報】

「〇〇学校の〇〇です！学校事故の第一報です。〇時〇分、児童生徒の集団食中毒が発生しました。」
 「応急処置後、重症患者〇名で、救急車を要請し、〇〇市内の〇〇病院等〇箇所病院に搬送されました。」

校長・副校長・教頭 （ ）	教務主任 （ ）	学年主任・担任等	栄養教諭・栄養職員等 （ ）	養護教諭・保健主事等 （ ）	事務職員等
<ul style="list-style-type: none"> ・陣頭指揮 ・職員への連絡調整 ・外部機関との連携 ・報道関係への対応等 ・学校医への連絡・相談 ・保健所職員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA役員への連絡 ・全保護者への連絡等 ・情報収集 <ol style="list-style-type: none"> ①献立と納入日時 ②気温・湿度の記録 ③配食状況の記録 ④調理者の健康管理 ⑤水質調査の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年・学級の児童生徒の掌握 ・被害児童生徒の家庭連絡・家庭訪問等 ・救急車同乗 	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒原因物質の調査 ・保健所職員との連携 ・残食の回収 ・食品汚染の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急手当 <ol style="list-style-type: none"> ①患者の隔離 ②調理者の健康観察 ③環境整備 ④施設の殺菌消毒 ・医療機関との連絡調整 ・学校医との連携 ・潜在患者の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応 ・各種連絡等

〇二次感染の防止に努めること

患者の初期の症状や発生状況からは、食中毒か、感染症なのか明確に判断することが困難であることから、初動調査は両面から行い、的確に初期の対応をすることが大切です。腸管出血性大腸菌、サルモネラによる食中毒では重症化することがあります。また、ノロウイルス、腸管出血性大腸菌では二次感染がしばしば認められます。カンピロバクター食中毒では、初発症状に発熱などインフルエンザ様の症状を示すことがあり、インフルエンザと誤診される場合があります。

※学校給食衛生管理基準の解説 <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/560/Default.aspx>